

速度抑制装置に係る保安基準の細目告示の改正について

保安基準の細目告示の改正により、速度抑制装置に係る基準が改正されました。

**【適用対象】**

貨物の運送の用に供する普通自動車であって、車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上のもの及び当該自動車に該当する被牽引自動車を牽引する牽引自動車

**【改正概要】**

自動車使用者等により設定速度の変更又は解除ができるものなどについて保安基準不適合である旨を規定。

**【適用時期】**

平成20年2月3日より適用。

**【根拠法令】**

「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」(関係条項のみ抜粋)

(原動機及び動力伝達装置)

**第166条 (略)**

2 速度抑制装置の速度制御性能等に関し、保安基準第8条第5項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 平成15年9月1日以降に製作された自動車(平成15年8月31日以前に製作された自動車であって所定の技術基準に規定する速度抑制装置の機能を確認するためのランプ等が装備されているものを含む。)にあっては、次に掲げるイ及びロの基準に適合すること。

イ 確認ランプ等が適正に作動すること。ただし、確認ランプ等が装備されていないものにあつては、速度抑制装置の封印等当該装置の機能を損なう改変を防止する措置が適正に施されていること。

ロ 所定の大きさの速度抑制装置付表示ラベルが車室内及び車両の所定の位置に貼付されていること。

二 平成15年8月31日以前に製作された自動車(確認ランプ等が装備されている自動車を除く。)にあっては、次に掲げるイからハまでの全ての基準に適合すること。ただし、別途国土交通大臣が定める自動車については、この限りでない。

イ 公的試験機関による試験成績書により適合していることが確認できること。

ロ 試験成績書に記載されている速度抑制装置の封印等当該装置の機能を損なう改変を防止する措置が適正に施されていること。

ハ 所定の大きさの速度抑制装置付表示ラベルが車室内及び車両の所定の位置に貼付されていること。

三 原動機の作動中確実に機能するものであること。この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。

イ 速度抑制装置の機能を損なう改変が行われているもの

ロ 自動車使用者等により設定速度の変更又は解除ができるもの

(追加規定)

(注) 根拠法令第166条第2項第1号及び第2号の文言は法令条文を一部簡略して記述しております。